

## 県民税利子割

利子等に対して課税される県民税です。

### ● 納める人

県内に所在する銀行などの金融機関等の営業所等を通じて、利子等の支払いを受ける個人

### ● 納める額

支払いを受けるべき利子等の額の5%（このほかに所得税および復興特別所得税（国税）が15.315%徴収されます。）

### ● 申告と納税

金融機関等が利子等の支払いの際に県民税利子割を徴収し、徴収した日の翌月の10日までに申告し、県に納めます。

### ● 市町村への交付

県に納入された県民税利子割額の59.4%に相当する額は県内の市町村に交付されます。



### 県民税利子割は県の貴重な財源です。

- 県民税利子割は、利子等の支払いを受ける方（税を負担する方）の住所地ではなく、金融機関等の営業所等が所在する都道府県の収入になる仕組みになっています。
- このため、県内にお住まいの方が、県外の営業所等に預貯金された場合には、県の収入になりません。

## 県民税配当割

配当等に対して課税される県民税です。

### ● 納める人

上場株式等の配当等の支払いを受ける個人で、県内に住所を有する者

### ● 納める額

支払いを受けるべき配当等の額の5%（このほかに所得税および復興特別所得税（国税）が15.315%徴収されます。）

### ● 申告と納税

配当等の支払いをする株式会社等が配当等の支払いの際に県民税配当割を徴収し、徴収した月の翌月の10日までに申告し、県に納めます。

源泉徴収を選択した特定口座内で配当等を受け取る場合は、その口座が開設されている証券会社等が県民税配当割を徴収し、徴収した年の翌年の1月10日までに申告し、県に納めます。

### ● 市町村への交付

県に納入された県民税配当割額の59.4%に相当する額は県内の市町村に交付されます。

# 県民税 株式等譲渡所得割

株式等の譲渡所得に対して課税される県民税です。

## ● 納める人

源泉徴収を選択した特定口座（選択口座）内における上場株式等の譲渡の対価などの支払いを受ける個人で、県内に住所を有する者

## ● 納める額

支払いを受けるべき選択口座内における上場株式等の譲渡の対価などの額の5%（このほかに所得税および復興特別所得税（国税）が15.315%徴収されます。）

## ● 申告と納税

選択口座が開設されている証券会社等が、その選択口座内における上場株式等の譲渡の対価などを支払う際に県民税株式等譲渡所得割を徴収し、徴収した年の翌年の1月10日までに申告し、県に納めます。

## ● 市町村への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割額の59.4%に相当する額は県内の市町村に交付されます。



## NISA（少額投資非課税制度）

個人の資産づくり促進と、「貯蓄から投資へ」の流れを促すことによる経済の活性化を期待し、平成26年から一般NISA（少額投資非課税制度）が実施されています。

また、若年層への投資のすそ野拡大などの観点から、ジュニアNISAも実施されています。

さらに、平成30年からは特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するつみたてNISAが開始されました。

区 分	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
非 課 税 対 象	一般NISA口座内の株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益	つみたてNISA口座内の一定の投資信託への投資から得られる分配金や譲渡益	20歳未満の人が開設するジュニアNISA口座内の株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益
年 間 非 課 税 投 資 枠	新規投資額で120万円が上限（平成27年までは100万円）	新規投資額で40万円が上限	新規投資額で80万円が上限
口 座 開 設 期 間	平成26年から令和5年まで	平成30年から令和24年まで	平成28年から令和5年まで
非 課 税 期 間	最長5年間	最長20年間	最長5年間
そ の 他	一般NISAとつみたてNISAは併用不可		親権者等の代理または同意の下で投資、18歳になるまで原則として払出し不可